イ　工事業務
㈠　既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務
※道路管理者以外が所有する既存支障施設は含まない。
㈡　工事業務（電線共同溝、道路、道路附属物の整備）
※電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去は業務に含まない。
㈢　調整マネジメント業務（工事段階）
㈣　本事業で整備する施設の所有権移転業務
ウ　工事監理業務
㈠　工事監理業務
エ　維持管理業務
㈠　点検・補修業務
㈡　台帳作成・管理業務
㈢　調整マネジメント業務（維持管理段階）
⑹　事業期間　事業契約締結日から令和30年３月31日まで
⑺　賃上げ加算措置　本事業は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う事業である。
２　応募者の競争参加資格要件
⑴　応募者の構成
ア　応募者は、１⑸に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。
イ　応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとし（以降、代表企業には応募企業を含む。）、構成員のうち、代表企業以外の企業を構成企業又は協力企業という。
また、ＳＰＣを設立する場合、応募グループの構成員は以下の定義により分類される。
㈠　代表企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業のうち、構成員を代表し入札手続きを行う者
㈡　構成企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣに出資する企業
㈢　協力企業：ＳＰＣから直接業務の受託・請負をし、かつＳＰＣには出資しない企業
ウ　協力企業についても、入札参加表明書の提出時に協力企業として明記すること。
エ　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うためのＳＰＣを会社法に基づく株式会社（平成17年法律第86条）として設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次の㈠から㈢の要件を全て満たす場合をいい、この要件を満たしたＳＰＣを設立しない場合、応募グループのうちで代表企業以外の者は構成企業とする。
㈠　直近３期が債務超過でないこと。
㈡　経常収支が３期連続で赤字でないこと。
㈢　３期以上の決算を迎えていること。
オ　ＳＰＣへの出資については、次の㈠から㈢までの要件を満たすこと。
㈠　代表企業及び構成企業の保有する、ＳＰＣの株主総会における議決権の合計が、全議決権の２分の１を超えること。
㈡　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。
㈢　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、近畿地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
カ　応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本関係又は人的関係において関連のある者が１⑸ウに掲げる工事監理業務と１⑸イに掲げる工事業務のうち㈠既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務及び㈡工事業務を兼務して実施することはできない。また、応募企業の場合は、１⑸ウに掲げる工事監理業務を資本関係又は人的関係において関連のない者に委託すること。
キ　代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、近畿地方整備局と協議するものとし、近畿地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。
ク　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
ケ　代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の代表企業、構成企業又は協力企業でないこと。
コ　上記カ、ケにおいて、「資本関係又は人的関係において関連のある者」について、詳細は入札説明書による。
⑵　応募者共通の参加資格要件　代表企業及び構成企業並びに協力企業は、次のアからクまでの要件を満たさなければならない。
ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。
ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、近畿地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていれば、本要件を満たしている者とする。）
エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
オ　第一次審査資料（以下「参加表明書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、近畿地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（令和２年12月25日付け国会公契第22号）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。
カ　本事業に係るアドバイザー業務（大阪国道管内電線共同溝事業支援業務）に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（大阪国道管内電線共同溝事業支援業務を担当した弁護士に限る）あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。
キ　有識者委員会の委員及び委員以外の者で有識者委員会において出席及び意見を求められた者が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係においての関連のある者でないこと。
ク　上記カ及びキにおいて、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」とは、上記⑴コに同じ。ただし、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（大阪国道管内電線共同溝事業支援業務を担当した弁護士に限る）との関係については、「一方の会社等の役員」を「アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（大阪国道管内電線共同溝事業支援業務を担当した弁護士に限る）」と読み替える。
⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸アに掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次のアからエまでの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次のイ又は事業監理業務の